

## 令和4年度戸沢村農業経営収入保険新規加入緊急奨励事業補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 この要綱は、頻発・激甚化する自然災害や、新型コロナウイルスの影響による農作物の価格低下など、農業経営における様々なリスクが増大する中、あらゆる収入減少に対応する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促進し、足腰の強い農業経営の実現を後押しするため、令和4年度山形県収入保険新規加入緊急奨励事業実施要綱（令和4年5月30日付け農政第147号山形県農林水産部長通知。以下「県実施要綱」という。）第4に規定する事業対象者が県実施要綱及び令和4年度山形県収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金交付要綱（令和4年5月30日付け農政第148号山形県農林水産部長通知）に基づいて実施する事業に対し、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則（平成24年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付対象者)

第2条 補助の対象となる者は、令和4年度中に保険期間が開始する農業者又は農業法人であって、別表に掲げる期日までに収入保険への新規加入申込を行ったものとする。

### (交付要件)

第3条 村は、以下の要件を満たすものに対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の交付等を受けていないこと。
- (2) 交付対象者が村税を完納していること。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、収入保険の保険料実費相当額又は3万円のいずれか低い額とし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請書)

第5条 交付金の交付を申請する者は、戸沢村農業経営収入保険新規加入緊急奨励事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）のほか、次の書類を提出しなければならない。この場合において、村長は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書の添付を省略することができる。

- (1) 全国農業共済組合連合会が発行する「農業経営収入保険加入承諾書（兼）保険料および積立金通知書」（以下「通知書」という。）の写し
- (2) 通知書で新規加入であるか否かを確認できない場合にあっては、農業収入保険新規加入状況照会に係る同意書（様式第2号）
- (3) 村税を完納しているか納付状況照会に係る同意書（様式第3号）

### (補助金の額の確定の省略)

第6条 村長は、前条の申請書の提出をもって規則第14条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第15条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

(関係書類の保管)

第7条 戸沢村文書管理規定第42条に規定する関係書類は、当該補助対象事業の完了後も保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表

|       |              |
|-------|--------------|
| 個人/法人 | 対象とする申込期日    |
| 個人の場合 | 令和4年12月31日まで |
| 法人の場合 | 令和4年12月31日まで |